

昭島都市計画中神土地区画整理事業調査会条例

昭和 49 年 4 月 8 日

条例第 8 号

改正 昭和 57 年 10 月 1 日条例第 35 号 平成 13 年 3 月 8 日条例第 3 号

令和 2 年 3 月 31 日条例第 9 号

(設置)

第 1 条 昭島都市計画中神土地区画整理事業施行規程（昭和 37 年条例第 20 号）第 3 条第 2 項に規定する工区のうち、第二工区及び第三工区の土地区画整理事業（以下「事業」という。）を円滑に推進するため、工区ごとに昭島都市計画中神土地区画整理事業調査会（以下「調査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 調査会は、市長の諮問に応じ、それぞれの工区における事業計画の策定及び事業の推進に関し必要な事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第 3 条 調査会は、市長が委嘱する委員をもって組織する。

2 調査会の委員の定数は、第二工区にあつては 16 人以内、第三工区にあつては 10 人以内とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 5 年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 調査会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選による。

2 会長は、調査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 調査会は、必要に応じ会長が招集する。

2 調査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第 7 条 会長が必要と認めるときは、調査会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員の互選により組織する。

3 部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、部会に属する委員の互選による。

(部会の所掌事項)

第 8 条 部会は、会長から指示された事項について必要な事項を調査し、及び研究する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭島都市計画中神土地区画整理事業施行規程の一部を改正する規程（昭和 48

年条例第 38 号) 施行の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 10 月 1 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 8 日条例第 3 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(6) (略)

(7) 第 24 条中昭島都市計画中神土地区画整理事業調査会条例第 3 条の改正規定平成 13 年 6 月 1 日

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日条例第 9 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。